

# 山口県報

平成18年  
5月9日  
(火曜日)

## 目次

告示  
解除予定保安林(岩国市)(森林整備課)……………

公告  
県営玖北地区中山間地域総合整備事業(中山換地区)の換地処分(農村整備課)……………

開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………

人委公告  
平成十八年度山口県職員採用上級試験の実施……………

平成十八年度警察官(男性)採用(A)共同試験の実施……………

平成十八年度山口県警察官(女性)採用(A)試験の実施……………

収用委公告  
公示による通知……………

### 山口県告示第二百五十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定を次のとおり解除する予定である旨の通知があつた。

平成十八年五月九日

#### 一 解除予定保安林の所在場所

岩国市大字川西字城山・大字横山字城山(以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。)

山口県知事 二井 関 成



- 二 保安林として指定された目的  
名所又は旧跡の風致の保存
- 三 解除の理由

道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市農林経済部林業振興課に備え置いて縦覧に供する。)



#### (二六四) 県営玖北地区中山間地域総合整備事業(中山換地区)の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の規定により、県営玖北地区中山間地域総合整備事業の施行に係る中山換地区の換地処分を次のとおり行いました。

平成十八年五月九日

山口県知事 二井 関 成

#### 一 換地処分の年月日

平成十八年三月三十日

#### 二 換地処分の内容

県営玖北地区中山間地域総合整備事業(中山換地区)換地計画書に記載された換地計画のとおり

#### (二六五) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十八年五月九日

山口県知事 二井 関 成

#### 一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市南花岡一丁目

#### 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

下松市南花岡一丁目五番一一号

松村 裕明



公 告

平成十八年度山口県職員採用上級試験の実施

平成十八年度山口県職員採用上級試験を次のとおり実施します。

平成十八年五月九日

山口県人事委員会

一 試験職種、採用予定人員及び職務の概要

試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できます。

試験職種	採用予定人員	職 務 の 概 要
行政	二十人程度	知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関（県立学校を含む。）における一般行政事務
警察事務	四人程度	警察本部の各課及び出先機関における一般行政事務
社会福祉	二人程度	知事部局（主として健康福祉部）の各課及び出先機関（健康福祉センター、児童相談所、児童福祉施設等）におけるケースワーク、児童指導、心理判定、精神保健相談等の専門業務
土木	八人程度	知事部局（主として土木建設部）の各課及び出先機関（土木事務所等）における土木事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
建築	二人程度	知事部局（主として総務部及び土木建設部）の各課及び出先機関（土木事務所等）における建築に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
農業	一人程度	知事部局（主として農林水産部）の各課及び出先機関（農林事務所等）における農業等に関する知識・技術の普及指導等の専門業務
獣医師	三人程度	知事部局（主として環境生活部及び健康福祉部）の各課及び出先機関（健康福祉センター、健康福祉センター、農林事務所等）における食品、環境等に関する監視、指導、取締り等及び畜産衛生、防疫、病性鑑定等の専門業務並びに家畜の保健衛生、防疫、病性鑑定等の専門業務
水産	一人程度	知事部局（主として農林水産部）の各課及び出先機関（水産事務所等）における水産に関する知識・技術の普及指導等の専門業務
化学	一人程度	知事部局（主として環境生活部及び健康福祉部）の各課及び出先機関（健康福祉センター等）における環境に関する監視、指導、取締り等の専門業務
衛生薬学	一人程度	知事部局（主として環境生活部及び健康福祉部）の各課及び出先機関（健康福祉センター等）における薬事に関する立入検査、指導、取締り等の専門業務及び食品、環境等に関する監視、指導、取締り等の専門業務

衛生監視

知事部局（主として環境生活部及び健康福祉部）の各課及び出先機関（健康福祉センター等）における食品、環境等に関する監視、指導、取締り等の専門業務

薬剤師

県立病院における調剤等の専門業務

研究員（金属）

一人程度

知事部局の出先機関（産業技術センター）における金属に関する研究開発、技術支援等の専門業務

二 受験資格

(一) 昭和五十二年四月二日から昭和六十年四月一日まで（獣医師の試験職種にあつては、昭和五十年四月二日から昭和五十八年四月一日まで）に生まれた者又は昭和六十年四月二日以降に生まれた者で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。）の卒業者若しくは平成十九年三月三十一日までに卒業する見込みのものが受験できます。

なお、獣医師、衛生薬学、衛生監視及び薬剤師については、それぞれ次の資格要件を併せ有する者に限ります。

1 獣医師

獣医師の免許を有する者又は平成十九年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みの者若しくは第五十八回獣医師国家試験（平成十九年春季実施予定）に合格し、当該免許を取得する見込みの者

2 衛生薬学

薬剤師の免許を有する者若しくは平成十九年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みの者若しくは第九十二回薬剤師国家試験（平成十九年三月実施予定）に合格し、当該免許を取得する見込みの者又は学校教育法に規定する大学で薬学の課程を修めて卒業した者若しくは平成十九年三月三十一日までに卒業する見込みの者

3 衛生監視

学校教育法に規定する大学で畜産学、水産学、農芸化学若しくは薬学の課程を修めて卒業した者若しくは平成十九年三月三十一日までに卒業する見込みの者又は厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修めて卒業した者若しくは平成十九年三月三十一日までに卒業する見込みの者

4 薬剤師

薬剤師の免許を有する者又は平成十九年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みの者若しくは第九十二回薬剤師国家試験（平成十九年三月実施予定）に合格し、当該免許を取得する見込みの者

試験地	山口市
会場	山口市吉田一六七番地の1 山口大学共通教育本館

- (二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
- 1 日本の国籍を有しない者(薬剤師及び研究員(金属)の試験職種にあつては、就労可能な在留資格を有するものを除く。)
  - 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
  - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
  - 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 三 試験の方法、内容、日時及び場所  
試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。
- (一) 第一次試験
- 1 方法及び内容  
筆記試験による大学卒業程度の教養試験及び専門試験を次のとおり行います。  
教養試験  
全試験職種に共通の問題で、公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により行います。
  - (2) 専門試験  
試験職種に応じた必要な専門的知識及び技術について、択一式(研究員(金属)の試験職種にあつては、記述式)により行います。  
なお、試験職種別出題分野は、別表のとおりです。
- 2 日時  
平成十八年六月二十五日(日曜日)  
試験室入室 午前九時三十分まで  
教養試験 午前十時から午後零時三十分まで  
専門試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで
- 3 場所

- |     |                                       |
|-----|---------------------------------------|
| 東京都 | 東京都港区白金台一丁目二番三七号<br>明治学院大学白金キャンパス本館   |
| 大阪府 | 大阪市旭区中宮五丁目一六番二九号<br>大阪工大摂南大学創立六十周年記念館 |
- (二) 第二次試験
- 1 方法及び内容
    - (1) 論文試験  
全試験職種に共通の課題により、思考力、判断力、表現力等の総合的能力について試験を行います。
    - (2) 口述試験等  
人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並びに適性検査を行います。
    - (3) 身体検査  
山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。  
なお、詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。
  - 2 日時及び場所  
平成十八年七月下旬から同年八月上旬までの間に山口市で行います。  
なお、詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。
- 四 配点
- 第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。
- (一) 第一次試験  
教養試験 四〇点  
専門試験 六〇点
- (二) 第二次試験  
論文試験 六〇点  
口述試験等 一四〇点
- 五 合格者の決定方法
- (一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。  
ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の七割五分未満の場合は、不合格となります。
- (二) 最終合格者は、行政及び警察事務の試験職種にあつては第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて、行政及び警察事務以外の試験職種にあつては第一次試験の専門試験及び第二次試験の結果に基づいて決定します。  
ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五

点以下の場合又は身体検査において職務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えないと判定された場合は、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成十八年七月六日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成十八年八月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に記載され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成十九年四月一日以降に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合は、月額十七万二千元が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成十八年五月十五日(月曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「上級受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手をはったうえで先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、県内の県民局並びに防府県税事務所及び山口県税事務所にあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄にあて先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きしてください。

(三) 受付の期間及び時間

平成十八年五月十五日(月曜日)から同年六月二日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成十八年六月二日までの消印のあるものに限り、インターネットを利用する方法による受験の申込み

(四) インターネットを利用する方法により受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間  
平成十八年五月十五日(月曜日)午前九時から同日二十六日(金曜日)午後五時

九 その他

その他この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三-九三三一四四七四)に問い合わせてください。

別表

試験職種	出題分野
行政	政治学 行政学 憲法 行政法 民法 刑法 労働法 経済学 財政学 社会政策 国際関係
警察事務	政治学 行政学 憲法 行政法 民法 刑法 労働法 経済学 財政学 社会政策 国際関係
社会福祉	一般心理学(心理学史、発達心理学及び社会心理学を含む。) 教育心理学 応用心理学 社会調査 統計学
土木	数学 物理学 応用力学 水理学 土質工学 測量 材料 施工 都市計画 土木計
建築	数学 物理学 材料学 構造力学 環境原論 建築史 建築構造 建築計画 都市計 画 建築設備 建築施工
農業	農業概論 栽培学 汎論 作物学 園芸学 育種遺伝学 植物病理学 昆虫学 土壌 肥料学 植物生理学 畜産一般 家政学原論 被服学 食物学 住居学 家庭管理 学 保健衛生学 家畜生理学 家畜一般 家畜繁殖学 家畜内科学 家畜外科学 家畜寄生虫学 家畜解剖学 家畜微生物学 家畜伝染病学 家畜繁殖学 獣医公衆衛生学 家畜衛生学 畜産 一般
獣医師	家畜解剖学 家畜微生物学 家畜伝染病学 家畜繁殖学 獣医公衆衛生学 家畜衛生学 畜産 一般
水産	水産事情 水産経済 水産法規 水産環境科学 水産生物学 水産資源学 漁業学 増養殖学 水産化学 水産利用学
化学	数学 物理学 物理化学 分析化学 無機化学 有機化学 生化学 薬剤学 衛生化学 生薬学 化学 物理 物理化学 分析化学 無機化学 有機化学 有機工業
衛生薬学	物理化学 分析化学 無機化学 有機化学 生化学 薬剤学 衛生化学 生薬学 薬理学



衛生監視	微生物学	食品製造学	無機化学	有機化学	食品化学	公衆衛生学
薬剤師	物理化学 薬理学	分析化学	無機化学	有機化学	生化学	薬剤学 衛生化学 生薬学
研究者 (金属)	金属工学	金属学	金属加工	金属精錬	金属材料	

公 告

平成十八年度警察官(男性)採用(A)共同試験の実施  
 平成十八年度警察官(男性)採用(A)共同試験を次のとおり実施します。  
 平成十八年五月九日

山口県人事委員会

一 募集都府県名及び採用予定人員

区分	都府県名	採用予定人員
一 一般	山口県 東京都 大阪府 兵庫県	九十五人程度 それぞれ三人程度
武道指導	山口県	一人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 昭和五十二年四月二日以降に生まれた男性で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)(の卒業生又は平成十九年三月三十一日までに卒業する見込みの者が受験できます。  
 なお、武道指導については、次の資格要件のいずれかを併せ有する者に限りま

す。

- 1 柔道の段位が二段以上の者で、財団法人全日本柔道連盟若しくはこれに加盟する団体が行う競技会又はこれに相当すると認められる競技会において優秀な成績を上げたもの
- 2 剣道の段位が三段以上の者で、財団法人全日本剣道連盟若しくはこれに加盟する団体が行う競技会又はこれに相当すると認められる競技会において優秀な成績を上げたもの

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 志望する都府県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四

試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。  
 なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行いますが、第二次試験の一部である論文試験は、日程等の都合により、第一次試験の受験者全員について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成十八年七月九日(日曜日)

試験入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後二時まで

3 場所

山口市吉田一六七七番地の一

山口大学共通教育本館

(二) 第二次試験

山口県の合格者については、次のとおり実施します。  
なお、山口県以外の都府県の合格者については、当該都府県から文書で通知されます。

#### 1 方法及び内容

##### (1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

なお、この試験は、第一次試験の当日行います。

##### (2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論（武道指導にあつては、個別面接）による試験並びに適性検査を行います。

##### (3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

身長 一六〇センチメートル以上であること。

体重 四七キログラム以上であること。

胸囲 七八センチメートル以上であること。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 正常であること。

聴力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

##### (4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

#### 2 日時及び場所

平成十八年七月下旬から同年八月上旬までの間に山口市で行います。

なお、詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

#### 五 配点

山口県の第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

##### (一) 第一次試験

教養試験 五〇点

##### (二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

#### 六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合又は身体検査の基準を満たさない場合は、不合格となります。

#### 七 合格者の発表

##### (一) 第一次試験合格者

山口県の合格者については、平成十八年七月十九日（水曜日）に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、山口県以外の都府県の合格者については、平成十八年八月下旬までに当該都府県から文書で通知されます。

##### (二) 最終合格者

山口県の合格者については、平成十八年八月下旬に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

おつて、山口県以外の都府県の合格者については、平成十八年十一月下旬頃までに当該都府県から文書で通知されます。

##### (三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日（第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日、第一次試験の不合格者で山口県以外の都府県を志望するものにあつては当該都府県の最終合格者の発表日）以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

#### 八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、それぞれの都府県の採用候補者名簿に登録され、このうちから各都府県の任命権者（警視總監又は警察本部長）が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成十九年四月一日以降に行われます。採用者は、巡査に任命され、各都府県の警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、各都府県で多少の差はありますが、山口県においては、原則として月額十九万百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験申込書及び受付期間

(一) 受験申込書の請求  
平成十八年五月十五日(月曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官(男性)(A)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上)を必ず同封してください。

(二) 受験の申込み

1 受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄にあて先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。  
なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きしてください。  
2 志望都府県名を第二志望まで記入できます(武道指導を除く)。  
志望できる都府県は、山口県、東京都、大阪府及び兵庫県のみです。ただし、山口県を第二志望とすることはできません。

(三) 受付の期間及び時間

平成十八年五月十五日(月曜日)から同年六月九日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。  
2 受験の申込みの受付期間及び受付時間  
平成十八年五月十五日(月曜日)午前九時から同年六月二日(金曜日)午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三一九三三―〇一〇内線二六二二)若しくは山口県内の警察署、交番若しくは駐在所に問い合わせてください。

公 告

平成十八年度山口県警察官(女性)採用(A)試験の実施  
平成十八年度山口県警察官(女性)採用(A)試験を次のとおり実施します。  
平成十八年五月九日

山口県人事委員会

一 採用予定人員

四人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 昭和五十二年四月二日以降に生まれた女性で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く)の卒業者又は平成十九年三月三十一日までに卒業する見込みの者が受験できます。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。  
なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行いますが、第二次試験の一部である論文試験は、日程等の都合により、第一次試験の受験者全員について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容  
警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験に

より、大学卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成十八年七月九日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後二時まで

3 場所

山口市吉田二六七番地の一

山口大学共通教育本館

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

なお、この試験は、第一次試験の当日行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並びに適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

身長 一五三センチメートル以上であること。

体重 四三キログラム以上であること。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 正常であること。

聴力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

2 日時及び場所

平成十八年七月下旬から同年八月上旬までの間に山口市で行います。

なお、詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合又は身体検査の基準を満たさない場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成十八年七月十九日(水曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成十八年八月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成十九年四月一日以降に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。



(三) 給与は、原則として月額十九万百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤奨手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。  
九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成十八年五月十五日(月曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇―))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官(女性)(A)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもありません。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄にあて先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きしてください。

(三) 受付の期間及び時間

平成十八年五月十五日(月曜日)から同年六月九日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成十八年六月九日までの消印のあるものに限り、インターネットを利用する方法による受験の申込み

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成十八年五月十五日(月曜日)午前九時から同年六月二日(金曜日)午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三―九三三―四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三―九三三―〇一〇内線二六二二)若しくは山口県内の警察署、交番若しくは駐在所に問い合わせてください。



公 告

公示による通知

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条第二項の規定により次に掲げる者に通知すべき事項を記載した次の二に掲げる書類を山口県収用委員会(山口市滝町一番一号 郵便番号七五三―八五〇― 山口県土木建築部監理課内)において保管しているの、申出があればいつでも交付します。

平成十八年五月九日

山口県収用委員会会長 小川 莊 六

一 通知すべき者

下関市王司川端二丁目二番三二号

沖 寿江

山口市小郡下郷二二〇九番地二

田村 清子

山口市小郡下郷二二〇九番地二

田村 幸子

山口市小郡下郷字岡ノ原北二二八三番一の土地の所有者

市場 薫

岡本 信昭

白井亀太郎の相続人

石畔 元吉の相続人

二 書類の名称

審理の開催について

平成十八年五月九日印刷  
平成十八年五月九日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）